

明るい選挙 啓発ポスターコンクール

第68回 平成28年度
作品の募集



明るい選挙のイメージキャラクター
“選挙のめいすいくん”

平成28年

募集開始

5/9月

締め切り

9/9金

※市区町村によって異なることがあります
ので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会
にお尋ねください

発表

11月

「明るい選挙」を呼びかけるポスターを作って応募しよう!



選挙ってなに???

① しらべよう

選挙の歴史やルールについて図書館やインターネットで調べてみよう！

② きいてみよう

身近な大人に選挙や投票について意見を聞いてみよう！

③ かんがえよう

自分が大人になったとき、どんな社会になってほしいか、考えてみよう！

④ おうぼしよう

「明るい選挙」を呼びかけるポスターを作って応募しよう！



小学生の皆さんへ

選挙って、「もっと遊ぶところがほしいな」とか、「もっとゴミの少ない町になったらいいな」…って、みんなの思いや願いをみんなに代わって実現してくれる代表の人たちを選ぶこと。

町や国のことを決めるととても大切なことなので、代表にふさわしいかどうかよく見て投票することが必要なんだ。

大人になったら、その大切な選挙にみんなで参加しましょう。





中学生・高校生の皆さんへ

選挙ってなに？ それはみんなの代表を選ぶこと

あなたの住む町をどういう町にするか、国で起きている問題をどう解決していくか、ということはみんなが選んだ代表者によって決められます。その**代表者を選ぶのが選挙です**。

例えば、身近な市や町の代表として市町村長や議会の議員を、都道府県の代表として知事や議会の議員を、国の代表として衆議院議員や参議院議員を選びます。このように色々なレベルの選挙がありますが、それぞれみんなを代表して、みんなのために働いてくれる人を、みんなを選ぶ、それが選挙です。**選挙は民主政治を支える大切な制度なのです**。

みんなが大切な一票を持っています

昨年6月、選挙権年齢がこれまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられました。**すべての日本国民は、18歳になると選挙権が与えられ、自分の選んだ人に投票することができます**。

最近ではとても大切なはずの選挙に参加しない人が多く、特に若い人の投票率が低くなっているのです。選挙権をもち、投票できるようになったら、必ず投票するようにしましょう。

明るい選挙が、明るい未来をつくる

選挙では、候補者や政党の考えに対して、本当に代表にふさわしいかどうかをよく見て自分で判断し、みんながすすんで投票することが大切です。候補者がお金や物を贈って投票を頼んだりするなど、ルールに違反してはいけません。明るい選挙とは、**「一人でも多くの皆さんが政治や選挙に関心を持ち、すすんで投票に参加し、ルールに違反することなく公正に選挙が行われること」**をいいます。

明るい選挙は、明るい未来をつくる基本となるものです。

なぜ18歳選挙権が実現したの？

昔はごく少数の人にしか選挙権が与えられていませんでした。日本で初めて選挙が行われた1890年（明治23年）、この時は直接国税を15円以上納めている満25歳以上の男性だけが投票できたのです。これは全人口のわずか約1%にしかすぎませんでした。

その後、少しずつ制度が改正され、1925年（大正14年）には25歳以上のすべての男性に選挙権が与えられ、第二次世界大戦が終わった後の1945年（昭和20年）には満20歳以上の男女すべての日本国民が選挙権をもつようになりましたが、それから70年、選挙権年齢は変わらないままでした。

しかし、日本は少子高齢化社会となり、若い人たちが社会に占める割合が少なくなりました。

諸外国の選挙権年齢もほとんどが18歳以上であることから、若い人たちの声により政治に反映されることを期待して、2015年（平成27年）6月の改正で、選挙権が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたのです。

選挙権が得られたら、大切な一票を生かすためにすすんで投票しましょう。



明るい選挙啓発ポスター 作成について

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 東良 雅人

私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。そして、その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに創意工夫ある「明るい選挙を呼びかける印象的なポスター」を募集し、皆さんの表現を通して、選挙が明るく正しく行われるように取り組んでいきたいと思ひます。

作成の ポイント

ポスターは自分の考えたことや情報を伝えるための表現です。
自分が表現したいイメージが豊かに伝わるように、ポスターを見る人の気持ちになって絵や文字の工夫をすることが大切です。

小学校（低学年～中学年）

伝えることと、自分の気持ちを表現することを、はっきりと分けるのではなく、選挙に対する思いや願いのイメージを身近なことや日常の経験などから素直に表現することが大切です。



森田 勇海斗さん
平成27年度 文部科学大臣・総務大臣賞
東京都渋谷区立鳩森小学校2年生（当時）

● ヒント1 ● 日常の経験や夢 などをもとに描く

このポスターは、両手を広げた子供たちが選挙に行こうよと誘っています。描かれているのは、作者自身やお友達やお家の人でしょうか。一人一人の表情や髪型などがよく描き分けられていて身近な人を想像しながら描いている作者の様子が目に浮かびます。



● ヒント2 ●

せんきょ とうひょう ばめん 選挙や投票の場面から かんが えが 考えて描く

このポスターは、真ん中の人物は作者自身でしょうか。描かれている投票している人たちの笑顔がとても素敵です。明るい選挙が行われるためには、お花畑の中のような投票所あればいいのにという作者の声が聞こえてきそうな作品です。

矢崎 里菜さん

平成 27 年度 文部科学大臣・総務大臣賞
山梨県甲府市立千塚小学校 3 年生 (当時)

● ヒント3 ●

ことば えがら 言葉と絵柄の く あ 組み合わせを く ふう えが 工夫して描く

このポスターは、「ひとりの一票大きなちから」のメッセージとともに、小さな魚が集まって大きな魚が描かれ、言葉と形や色の視覚的な表現の両方をうまく組み合わせて、明るい選挙を大切にすることを伝えています。

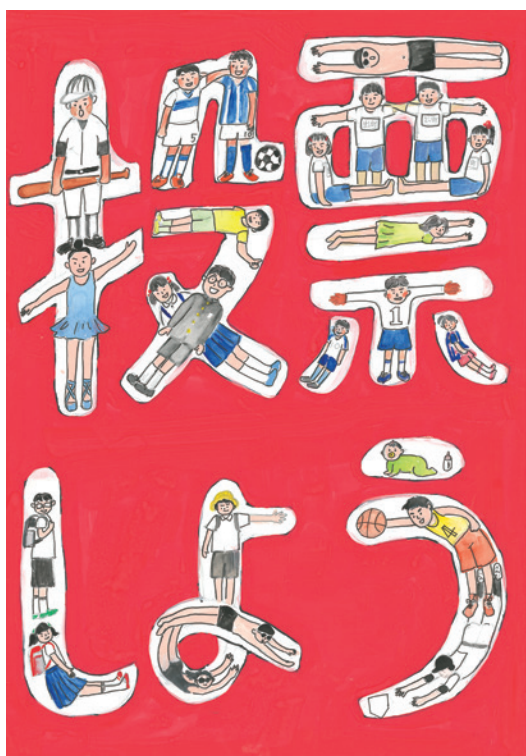


河野 通斗さん

平成 27 年度 文部科学大臣・総務大臣賞
愛知県愛知郡東郷町立音貝小学校 4 年生 (当時)

小学校（高学年）

「人に伝える」ということを身近な体験や社会に目を向けて、自分なりに考えて「明るい選挙」のイメージをふくらませて表現することが大切です。



ヒント4

身近な体験をもとに描く

このポスターは、24人の子供たちの姿が人文字のようにメッセージをつくっています。遠くから見る人には「投票しよう」という言葉が伝わり、近くで見ると一人一人の存在の大切さが伝わる、一つで二つの効果が楽しめる作品です。

越塚 大樹さん
平成27年度 文部科学大臣・総務大臣賞
富山県砺波市立出町小学校6年生（当時）

ヒント5

社会に目を向けて描く

明るい選挙の実現は、これからの未来や社会をつくることにつながっています。このポスターの画面いっぱいになりばめられた星の中を未来に向けたロケットが力強く飛び立っている表現は、これからの未来に向けた希望を私たちに運んでくれます。

田崎 昇太さん
平成27年度 文部科学大臣・総務大臣賞
神奈川県伊勢原市立竹園小学校5年生（当時）



中学校・高等学校

自分が伝えたいことを見る人の立場に立って、何をどのように伝えるのかを考えて、絵や文字を工夫して描くことが大切です。



● ヒント6 ●

伝えたい内容を 厳選して描く

選挙権年齢の引き下げの内容に絞って、ストレートかつシンプルに表現しています。 青い空に向けて投票用紙を持つ手を高く上げた少女の姿に、これからの世代が未来をつくるのだという、責任と期待をもたせてくれます。

松本 志保さん
平成27年度 文部科学大臣・総務大臣賞
岡山県立岡山工業高等学校2年生（当時）

● ヒント7 ●

独創的な視点で 場面を考えて描く

投票箱の前でいくつもの投票用紙を持った手が交差している一見ちょっと不思議なポスターです。手の動きだけを見ても楽しいのですが、その手が「大切」という言葉をつくっていることに気付いたとき作者の独創性や構想力に驚かされる作品です。

雨宮 詩歩さん
平成27年度 文部科学大臣・総務大臣賞
山梨県山梨市立山梨南中学校2年生（当時）



平成 28 年度明るい選挙啓発ポスター 作品募集（第 68 回）要項

①趣旨

私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。

②応募規定

(1)内容

明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。

(2)応募資格

小学校児童、中学校・高等学校の生徒

(3)募集期間

平成28年5月9日(月)から平成28年9月9日(金)まで

(4)締切日と提出先

平成28年9月9日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。**(市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください)**

(5)画材

描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)

(6)大きさの基準

画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、八ツ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ

(7)応募上のご注意

- ①作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。
- ②応募作品は、原則として返却しません。
- ③入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。
- ④入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。

③審査

(1)第1次審査

各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。

(2)第2次審査(地方審査)

各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。

(3)第3次審査(中央審査)

第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。

文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員

④賞

(1)小・中・高別に次の賞を贈ります。

①文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞

小学校 各学年1名 中学校 各学年2名 高等学校 各学年2名

②公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞

小学校・中学校・高等学校 各学年若干名

(2)第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。

⑤発表

11月初旬の予定

主催 公益財団法人 明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会
都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会
後援 文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会

お問い合わせは市区町村の選挙管理委員会をお願いします。

公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3
ラウンドクロス一番町 7階

電話 03-6380-9891

ホームページ <http://www.akaruisenkyo.or.jp/>

メール akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp